

営業日・時間

- (1) 営業日 月曜日から金曜日（ただし祝日、12月29日から1月3日までは、お休みとさせていただきます）
- (2) 営業時間 午前8時 30 分から午後 5 時 30 分
- (3) サービス提供日 日曜日から土曜日
- (4) サービス提供時間 午前 7 時～午後 9 時まで

介護保険外でのホームヘルプサービス

—障がい者福祉サービス事業—

障害のある方が在宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができようよう支援を行います。障害福祉サービスについては、「ヘルパーステーションかも 訪問介護のご案内【障害福祉サービス】」をご覧ください。

ご利用にあたって準備して頂くもの

オムツ交換のとき用意して頂くもの

- タオル（1 回に2枚程度）
- 洗剤の空き容器
- ナイロン袋（買い物用） 2枚
- オムツを入れるバケツ
- ポット（お湯）
- 古布
- 古新聞



清拭のとき用意して頂くもの

- タオル 上用 5～6枚
下用 2枚程度
- 洗剤の空き容器
- ナイロン袋（買い物用） 1枚
- ポット（お湯）
- 古布
- 古新聞
- オムツを入れるバケツ



足浴・手浴のとき用意して頂くもの

- タオル 4枚～5枚
- 洗面器
- 足が入る程度のバケツ
- ナイロンシート
- 石鹸またはハンドソープ



サービス提供後用意して頂くもの

- 印 鑑（サービス提供後の確認印）



ヘルパーステーションかも 訪問介護のご案内

【介護保険】



社会福祉法人 かも福祉会
ヘルパーステーションかも

雲南市加茂町宇治 328 番地 電話 0854-49-8098

—かも福祉会は皆さんの個人情報の保護に努めます—

【基本方針】

社会福祉法人かも福祉会は、当法人が扱う個人情報の重要性を認識し、その適切な保護のために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関する法令その他の関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、利用者の個人情報の保護に努めます。

【個人情報の適切な収集、利用、提供の実施】

- ①個人情報の取得に際して、利用目的を特定して通知または公表し、利用目的に従って適切に個人情報の収集・利用・提供を行います。
- ②個人情報の収集・利用・提供にあたっては本人の同意を得るようにします。
- ③個人情報の紛失・漏洩・改ざん及び不正なアクセス等のリスクに対して、必要な安全対策、予防措置等を講じて適切な管理を行います。

【安全性確保の実践】

- ①当法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員に周知徹底させるために、個人情報保護に関する規程類を明確にし、必要な教育を行います。
- ②個人情報の保護の取り組みが適切に実施されるよう、必要に応じ評価・見直しを行い、継続的な改善に努めます。

【個人情報保護に関するお問い合わせ窓口】

個人情報に関するご質問やお問い合わせ、あるいは開示・訂正・削除・利用停止等の依頼については、ヘルパーステーションかも 電話 0854-49-8098 までお問い合わせください。

【訪問介護事業所】

【介護予防・日常生活支援総合事業 第1号訪問事業】

在宅で要支援・要介護状態にある方が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護員がご自宅へ訪問しサービスを提供します。

ご利用の出来る方

第1号訪問事業・・・要支援1・2の認定を受けられた方、事業対象者と判定された方
訪問介護・・・要介護1・2・3・4・5の認定を受けられた方

■ ご利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて「居宅サービス計画」に沿って「訪問介護計画」を作成し、サービスを提供します。介護予防・日常生活支援総合事業 第1号訪問事業は、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の支援を一体的に行います。

身体介護・・・ご利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末ならびにご利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助

食事介助	食事介助を行う場合そのための一連の行為 配膳・下膳など
入浴介助	自宅のお風呂で入浴・シャワー浴
排泄介助	排泄時の介助・おむつ交換・トイレの誘導など
移動介助	ベッドから車椅子への移乗・体位変換の介助など
身体の清潔	清拭・洗髪・口腔ケアへの介助など
自立支援のための見守り的援助	<p>【自立支援・ADL 向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調理を一緒に行う ・入浴、更衣等の見守り ・認知症のご利用者と一緒に整理整頓を行うことで生活歴の喚起を促す。 ・ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ等 ・移動時転倒がないよう側について歩く。

利用料金

利用者負担割合 1割～3割負担 所得に応じて異なります。

【介護予防・日常生活総合事業 第1号訪問事業】

区分	内容	利用者負担 1割	利用者負担 2割	利用者負担 3割
訪問型サービス費(Ⅰ)	事業対象者 要支援1・2 (週1回程度)	1176 円	2352 円	3528 円
訪問型サービス費(Ⅱ)	事業対象者 支援1・2 (週2回程度)	2349 円	4698 円	7047 円
訪問型サービス費(Ⅲ)	事業対象者 要支援2 (週3回程度)	3727 円	7454 円	11181 円
初回加算(1月につき)		200 円	400 円	600 円
介護職員処遇改善加算 Ⅰ+合計額 10割×13.7% ※①		1割	2割	3割
介護職員等ベースアップ等支援加算 +合計額 10割×2.4% ※②		1割	2割	3割
介護職員等処遇改善加算Ⅲ +合計額 10割×18.2% ※③		1割	2割	3割

※ 利用料は月額定額制となります。

※ ケアプランに応じて概ね 60分～90分でのサービス提供となります。

※ ※①と②に関しましては令和6年6月より※③に一本化となります。

【訪問介護】

利用者の負担(通常時間 8:00~18:00)					
身体介護			身体+生活		
	1割	2割	3割		
20分未満	163円	326円	489円	身体に引き続き生活援助を行う場合 20分以上 1割 65円 2割 130円 3割 195円	
30分未満	244円	488円	732円		
30分以上1時間未満	387円	774円	1161円		
1時間以上1時間半未満	567円	1158円	1701円	45分以上 1割 130円 2割 260円 3割 390円	
1時間半以上(30分毎)	82円	164円	246円		
生活援助					
	1割	2割	3割		
20分以上45分未満	179円	358円	537円	70分以上 1割 195円 2割 390円 3割 585円	
45分以上	220円	440円	660円		
加算部分			1割	2割	3割
初回加算(1月につき)			200円	400円	600円
緊急時訪問介護加算(1回につき)			100円	200円	300円
介護職員処遇改善加算Ⅰ+合計10割×13.7%※①			1割	2割	3割
介護職員等ベースアップ等支援 +合計10割×2.4% ※②			1割	2割	3割
介護職員等処遇改善加算Ⅲ +合計額10割×18.2% ※③			1割	2割	3割

※ 二人で訪問した場合は2倍の料金となります。

※ 早朝(6:00~8:00) 夜間:(18:00~22:00)の時間帯に訪問した場合は通常料金(上表)の25%増 深夜(22:00~6:00)は50%増

※ 通常の実施地域(雲南市(吉田町、掛合町を除く))以外の方は交通費の実費をいただきます。実施地域を越えた地点から1kmあたり24円を乗じた額。

※ サービス利用日当日のキャンセル:利用負担額の100%をキャンセル料としてご請求いたします。ただし、容態の急変などやむを得ない場合は不要です。

※ ※①と②に関しましては令和6年6月より※③に一本化となります。

生活援助・・・掃除、洗濯、調理、買い物などの日常生活の援助

掃除	居室等の掃除
洗濯	衣類の洗濯・寝具の乾燥・収納など
調理	利用者の嗜好や疾病、身体状況を考慮した調理
買い物	買い物や薬の受け取り



生活援助に含まれないものとして、利用者さん以外のもにに係る洗濯・掃除・調理などや庭の手入れやペットの世話は「日常生活の援助」に該当しないので、シルバー人材センターなどへご相談ください。